

正しい理解で利益を増やす

# 建設業の消費税

=全7回の1=

日本経営士会 経営士 服部正雄

10月1日から始まりました消費税増税ですが、私は中小建設業の財務コンサルタントとして、毎日中小建設業の会社に訪問して利益改善のコンサルタントをしています。前回5%から8%の増税時に、多くの経営者の勘違いと会計処理の間違い事例を



たくさん経験してきました。例えば、年商5億円ほどの専門工事の会社で経理処理の間違いから約300万円の消費税の過大納付(利益が300万円減少)を回避した事例もあります。

この機会に紙面をお借りして読者の皆さまに事例と注視点についてご案内させていただきます。

日本経営士会 経営士 服部正雄

## 消費税の事業区分について

消費税の事業者区分は免税事業者と課税事業者の二つに分けられます。

免税事業者とは前々年の課税売上高が1000万円以下の事業者のことで、その課税期間について消費税を納める義務が免除されています。

また、資本金1000万円未満の新設法人は設立当初の2年間免税事業者となります。

## 簡易課税選択で損する場合も

また、資本金1000万円未満の新設法人は設立当初の2年間免税事業者となります。

課税事業者は、簡易課税事業者と本則課税事業者に分けられます。簡易課税事業者は、課税売上高が500万円以下の中小事業者のことで、簡易課税事業者

制度を選択するには事前に届け出が必要です。これは売上高だけから消費税の納付税額を計算します。簡易課税事業者となる建設企業は、材料工賃の建設会社は70%をみなし仕入率に、工賃売り上げのみの建設会社は60%をみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算

簡易課税選択で損する場合も、簡易課税制度を選択した年度は、設備投資時に支払った消費税が多額でも控除額も控除されません。また、建設業であっても外注依存度が高く、原価率が70%以上の利益率が低い建設会社の場合にも、簡易課税制度の選択で損をする場合があります。

簡易課税事業者は、簡易課税事業者と本則課税事業者に分けられます。簡易課税事業者は、課税売上高が500万円以下の中小事業者のことで、簡易課税事業者

制度を選択するには事前に届け出が必要です。これは売上高だけから消費税の納付税額を計算します。簡易課税事業者となる建設企業は、材料工賃の建設会社は70%をみなし仕入率に、工賃売り上げのみの建設会社は60%をみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算

簡易課税選択で損する場合も、簡易課税制度を選択した年度は、設備投資時に支払った消費税が多額でも控除額も控除されません。また、建設業であっても外注依存度が高く、原価率が70%以上の利益率が低い建設会社の場合にも、簡易課税制度の選択で損をする場合があります。

簡易課税事業者は、簡易課税事業者と本則課税事業者に分けられます。簡易課税事業者は、課税売上高が500万円以下の中小事業者のことで、簡易課税事業者

4000万円に対して60%の2400万円が仕入控除額となり、1600万円に對して10%(1600万円)納付が課せられます。簡易課税制度を選択したときは損をする場合もあります。例えば、多額な設備投資をした年度は、設備投資時に支払った消費税が多額でも控除額も控除されません。また、建設業であっても外注依存度が高く、原価率が70%以上の利益率が低い建設会社の場合にも、簡易課税制度の選択で損をする場合があります。

簡易課税事業者は、簡易課税事業者と本則課税事業者に分けられます。簡易課税事業者は、課税売上高が500万円以下の中小事業者のことで、簡易課税事業者

制度を選択するには事前に届け出が必要です。これは売上高だけから消費税の納付税額を計算します。簡易課税事業者となる建設企業は、材料工賃の建設会社は70%をみなし仕入率に、工賃売り上げのみの建設会社は60%をみなし仕入率を適用して仕入控除税額を計算